第2次 神栖市行財政改革大綱

平成23年1月 茨城県神栖市

目次

策定の背景・必要性(はじめに)1
行政改革の基本理念
行政改革の視点(基本方針)3
取組の期間
進行管理3
進捗状況や成果の公表3
第2次 神栖市行財政改革大綱 構成図4
主要な施策(改革の推進項目)5
1 事務・事業の改善、民間委託等の推進5
2 市民協働によるまちづくりの推進6
3 健全財政の継続7
4 定員管理の適正化
5 手当の総点検をはじめとする給与の適正化9
6 第三セクター等外郭団体の見直し9
7 公営企業の見直し10
8 行政体制の整備10
用語解説11
Virtual de
資料集
市職員数の推移 資料 1
古の財政状況について 答料 9-1~5

策定の背景・必要性(はじめに)

神栖市は、県下最大の工業集積を有する鹿島臨海工業地帯を中心に急激な発展をとげ、行政もこれに伴い、生活基盤整備や福祉政策をはじめ、あらゆる分野において充実した行政サービスを展開しながら、今日までまちづくりを進めてきました。

しかしながら、国や多くの地方自治体においては、近年の景気低迷や少子高齢社会の進展を背景に、厳しい財政状況が続いています。それを受けて、総務省から平成 17 年 3 月「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」等が示され、平成 21 年度までの行政改革の実施計画ともいえる「集中改革プラン」の策定と公開が求められ、行政改革が全国的に各地方公共団体で進められたところです。

そのような中、平成 20 年秋のリーマンショックを発端とした世界同時不況の広がりは日本経済にも大きく影響し、雇用問題は更に深刻化、また、地球温暖化や環境問題、加えて社会保障制度に対する不信感から将来への不安感が増大したことなどにより、消費者の買い控えが広がり、デフレ状態から脱せられず経済の長期低迷が続いています。

当市もこれらの影響を受けて市税は年々減収し、逆に歳出面では扶助費の増加、公共施設の維持管理費の増大などの中長期的な多額の財政需要が見込まれ、これまでのような、比較的豊かな税収を背景とした高水準の公共サービスの供給をおこなうことが困難になりつつあります。

一方、政府も「三位一体の改革」を掲げ、国・地方を通じた行政のスリム化とともに地方分権を強力に推進し、平成22年6月には、「地域主権戦略大綱」が閣議決定されました。そこでは「地域主権改革(住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革)」が謳われ、今後、ひも付き補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保や直轄事業負担金等の検討とともに基礎自治体である市への権限移譲が進められていくことになり、行政の自立が求められると同時に地域住民の責任が重大になると言われています。

行政改革はエンドレスです。市合併5周年を迎え、その間当市としても改革には取組んできましたが、行政を取り巻く環境の変化、あるいは市民ニーズの複雑化・多様化・個性化や、団塊世代の大量退職等の行政課題に常に対応していく必要があります。地方分権・地域主権の時代にふさわしい、簡素で効率的な行政を目指し、神栖市行政改革推進本部を中心に、行財政改革推進委員会の提言を踏まえながら、市民の目線に立った行政改革を積極的に進めていきます。

進めるにあたっては、取組の全般を明らかにした「第2次神栖市行財政改革大綱」と、 その具体的な取組を示す「神栖市改革推進プラン」を策定し、引き続き取り組んでいき ます。

行財政改革の基本理念

まちを改革る ひとを改革る くらしを改革る

"住む人々が安心して将来を描けるまち"を目指して

地域主権改革ではその意義を、「国が地方に優越する関係から、対等なパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が、地域の住民として、自らの地域の在り方を自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて改革を推進していかなければならない。」としています。これは市の行政にも通ずることであり、このような時代の変化に対応できる、"住民主権への改革"として捉え積極的に推進していきます。

そこで重要となるのが、行政、市民、地域団体、NPOや企業など、多様な主体による相互的な協働の取組みです。市は「地域(住民)主権」を推進するとともに、行政はもちろん市民や各種団体も、自立的かつその行動と選択に責任を負う立場にあるものとして、互いに手を取り合いパートナーシップの関係を築き、多様化する社会的課題の解決と、「躍進する神栖市」のまちづくりを目指します。

そして、その実現のためには、市の健全財政の継続が必要です。より一層の住民サービス向上のためにも、行政のあらゆる無駄をなくし、いかに簡素で効率のよい行政運営ができるか、いろいろな立場、方向から検証し、強い意志と決断により改革を推進していきます。

行財政改革の視点(基本方針)

1 市民協働のまちづくりの推進

さまざまな形態・場面での情報化をはかり、これからの行財政運営に対する市民の理解を深めていくとともに、地域(住民)主権に重点をおいた、市民、地域コミュニティ、NPO、企業等との連携による協働のまちづくりを推進していきます。

2 健全財政を継続させるための行政運営

厳しい財政状況の中にあっても、真に市民に必要な行政サービスの提供が可能となるよう、効果的・効率的な行政運営と健全な財政の継続をはかるため、コスト意識の徹底と施策事業の優先順位付けをおこない、行政のあらゆる分野にわたって検証し、継続的な見直しをしていきます。

3 職員の意識改革と能力の開発

地方分権時代の様々な行政課題に対応していくため、市民の目線に立って考え、常に問題意識と目標実現への意欲をもって業務に取組む人材をめざして、職員一人ひとりの資質の向上、能力の開発を進めます。

取組の期間

改革の取組期間は、平成22年度から平成26年度までの5年度間を、具体的に取組む期間とします。

進行管理

大綱の推進にあたっては、引き続き、プランについて推進状況を毎年度点検・評価するとともに、市民により構成される「神栖市行財政改革推進委員会」へ報告し、提言をいただいて必要な見直しをおこなっていきます。

進捗状況や成果の公表

具体的な取組の進捗状況や成果については、広報かみす及び市ホームページ等を通じて、分かりやすく公表していきます。

基本理念

まちを改革る ひとを改革る くらしを改革る

"住む人々が安心して将来を描けるまち"を目指して

改革の視点(基本方針)

健全財政を 継続させるため の行政運営 市民協働の まちづくりの 推進 職員の 意識改革と 能力の開発

主要な施策 (改革の推進項目)

1事務・事業の改善、民間委託等の推進

- ① 事務事業の整理・合理化
- ② 事務執行の改善
- ③ 民間委託等の推進

2市民協働によるまちづくりの推進

- ① 行政の情報化の推進
- ② 市民協働の推進

3 健全財政の継続

- ① 経常経費の削減等
- ② 歳入の確保

4定員管理の適正化

- ① 定員管理の適正化
- ② 適切な人員配置と人事管理
- ③ 職員の資質の向上

5手当の総点検をはじめとする給与の適正化

- ① 給与の適正化
- ② 手当の総点検
- ③ 職員の福利厚生

6 第三セクター等外郭団体の見直し

7公営企業の見直し

8行政体制の整備

- ① 広域行政の推進
- ② 公共施設の整理・統廃合

主要な施策(改革の推進項目)

1 事務・事業の改善、民間委託等の推進

新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、また、限られた 財源の中での市民サービスの向上を両立させるためには、効果的・効率的な事業の実 施が必要です。そのために事務事業については優先順位に従って不断の見直しを進め、 事務執行のさまざまな改善をおこなっていきます。

また、事務事業の外部委託や、公の施設の管理運営における指定管理者制度の導入をはじめ、さまざまな民間活力を積極的に活用していきます。

① 事務事業の整理・合理化

- □ 行政の役割やあり方を再確認するとともに、行政がおこなうべき事業については、 その緊急性・必要性を見極めながら実施していきます。
- □ 事務事業の必要性・有効性を検証するシステムとして導入した「行政評価制度」により、これまで継続的に実施している事務事業についても、既成概念にとらわれることなく、積極的に見直しを進めるとともに、PDCAサイクルに基づいた改善に努めます。
- □ 組織・機構については、簡素で効率的な行政運営が可能となるよう、随時見直しを 進めるとともに、市民に分かりやすく、利用しやすい体制を整えます。
- □ 各種審議会等にあっては、開催回数が極めて少ないものや、類似の目的を持つもの について、統廃合を進めていきます。

② 事務執行の改善

- □ 事務事業の検討や実施には有効性や効率性を考え、各担当課間の連携を図り、相互 の協力体制等により取り組んでいきます。
- □ 限られた職員で効率的な事務執行が可能となるよう、業務書類等のデータ化、電子 化を推進し、迅速な事務執行を図ります。
- □ 市民の利便性向上を図るため、各種届出・証明書の発行等をおこなう窓口業務について、事務事業の整理・合理化と併せてさまざまな工夫や改善をおこなっていきます。

③ 民間委託等の推進

- □ 民間委託が可能な事務事業について、経費節減や市民サービスの維持・向上が期待 できるものについては、民間委託を推進していきます。
- □ 公の施設の管理について、民間のノウハウを活用することにより、経費節減や利用 者のサービス向上が期待できるものについては、指定管理者制度やPFI事業の導入

などさまざまな手法を検討し、推進していきます。

□ 民間委託等を実施する際には、行政としての責任の明確化、個人情報の保護及び守 秘義務の確保に十分留意します。

2 市民協働によるまちづくりの推進

市民協働によりまちを創造(つく)るためには、お互いをパートナーとして認め、より一層連携することが必要です。市民の行政への参加を促し、市民主体のまちづくりを進めるため、情報化を推進し、行政情報の開示による透明性の確保に努めます。また、「地域(住民)主権」を推進し、地域が自立し、主体的なまちづくりに取り組むための市民参画の機会を充実させるとともに、市民協働による自主運営を推進します。

① 行政の情報化の推進

- □ 行政と市民の相互理解、連携の強化を図るうえで有効な手段である行政情報の電子 化は、費用対効果を十分に勘案したうえで、必要となる事務処理システムの導入を総 合的かつ計画的に進め、併せて、行政事務の効率化・高度化・迅速化を図ります。
- □ 市民参加手続きの透明性確保や市民との一体感醸成のため、さまざまな媒体を活用 した行政情報の発信を推進していきます。
- □ 市民の意見を行政に反映させる手段としてパブリック・コメント等の活用を含め、 広聴手段の充実に努めます。
- □ 情報化を進めるにあたっては、個人情報の保護に留意し、行政情報を扱う者として の管理意識とセキュリティ対策の向上に努めます。

② 市民協働の推進

- □ 市民協働の礎とも言える男女共同参画の実現のため、「神栖市男女共同参画推進条例」の趣旨を踏まえ、その計画の着実な実施を目指します。
- □ 市民協働推進のための情報の共有化、活動拠点の充実など活動の支援をおこなうと ともに、市民協働意識調査を実施し、協働のまちづくりを推進します。
- □ 各種審議会等への公募委員及び女性委員の積極的な登用を推進していきます。
- □ 企業との連携やNPOの推進等を図るとともに、地域コミュニティの形成、発展の ため、その育成と支援に努めます。
- □ 市民や地域が主体となって実施すべき事業について検討・協議し、市民協働の視点 に立ち、自主運営を推進していきます。

3 健全財政の継続

事務事業の全般的な見直しをおこない、経費の節減を図るほか、市税等の収納強化 や受益者負担の原則に基づく自主財源の確保に努めながら、健全財政の継続が可能と なるよう、限られた財源を有効に活用し、財源配分の重点化を進めます。

① 経常経費の削減等

経費の削減に努めます。

- □ 財務 4 表 (バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)の整備及び公表をすることによって問題の把握と改善を図り、安定的な行財政運営を維持していきます。
 □ 行政評価制度による PDC Aサイクルに基づき、事務事業の見直しを進め、時代の要請に合致しなくなった事業や当初の目的を達成した事業等は廃止・縮小するなど、
- □ 限られた財源で最大の市民満足度を得るため、「選択と集中」による財源の効果的 配分をおこないます。
- □ 民間委託や指定管理者制度の導入を推進し、事務事業費の削減を図ります。
- □ 補助金・交付金等については、終期の決定や交付基準を見直しするなど、整理合理 化に努めます。
- □ 公有の普通財産について可能なものは、市民や企業などに販売、賃貸借等し、有効 活用と行政経費の削減を図ります。
- □ 公共工事の効果的投資と、事業経費の削減を図ります。

② 歳入の確保

□ 依然として県平均を下回っている市税等の徴収率向上を図るため、市税コールセンターによる納付喚起、コンビニエンスストアやクレジットを活用した納付機会の充実などを含め、引き続き滞納処分・整理を強化し、目標を定めて滞納額の縮減を図ります。

また、職員の徴収力と、市民の納税義務意識の更なる向上に努めます。

□ 使用料・手数料等については、特に長年据え置かれているものなどをはじめ、受益 と負担の公平性並びに歳入の確保の観点から、適正な料金への見直しを進めていきま す。

4 定員管理の適正化と職員の人材育成

高度化・多様化する市民ニーズに伴って増加を続ける行政需要に、弾力的かつ的確に対応していくため、事務・事業の改善や民間委託の推進、臨時職員・嘱託職員等の

活用、市民との協働の取組を総合的に勘案したうえで、適正な定員管理を実施していきます。

また、専門的知識を有した職員の確保と、時代の変化に対応できる人材の育成に努めます。

① 定員管理の適正化

- □ 定員管理の適正化については、合理的な組織・機構への再編、連携体制の強化、事 務事業全般にわたる行政と民間の役割分担、行政サービスの向上、将来の職員構成の あり方等をあらゆる方面から検討し、計画的に進めます。
- □ 臨時職員や嘱託職員、任期付職員などさまざまな任用形態の活用により、人件費の 抑制に努めます。
- □ 地方分権の推進を含む新たな行政需要への対応も考慮したうえで、人件費の抑制に 努め、平成26年4月1日における職員数を、平成21年4月1日と比較して、およそ 100名削減することを目標とします。

② 適切な人員配置と人事管理

- □ 職員の人員配置については、組織の見直しとともに事務事業量を見極めながら、需要に応じた適切な配置をおこなっていきます。
- □ 職員が持つ多様な能力・資質・適性を公正に評価し、人事や定員管理に反映させていくため、人事評価制度の活用をはじめ、職員の意欲や能力を最大限に活かすことができる任用・処遇のルールや仕組みづくりを推進します。
- □ 職員の昇格や管理職への登用については、性別にかかわらず、公平・公正な人事評 価制度に基づいておこなっていきます。
- □ 勤務時間や休暇管理等については、より適正な執行と合理化のため、弾力的な運用 を活用するとともに、管理のシステム化を図ります。

③ 職員の資質の向上

- □ 平成 20 年 6 月策定の人材育成方針に掲げた「市民の視点に立ち、自ら考え判断し、 行動できる職員」の実現のため、効果的な人事管理や研修等を実施します。
- □ 今後予想される厳しい時代の変化への対応のため、行政の各分野において、業務遂 行に必要な専門的知識と実務能力を有した職員の育成に努めます。
- □ 県などの行政機関との人事交流や、民間企業への派遣などをおこない、行政情報の 収集や政策形成能力を養い、職員の資質の向上を図ります。

5 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

人事院勧告に準拠した給与改定等をおこない適正化に努めるとともに、引き続き 各種諸手当の見直しをおこなっていきます。また、人事評価制度に基づいた給与制度 を構築し、健全な財政運営の確保に向け、市民の理解が得られるよう人件費の抑制に 努めます。

① 給与の適正化

□ 国や県、他の地方公共団体や民間企業等の給与制度を勘案しながら、適正化の維持 に努めるとともに、公平・公正な人事評価制度のもと、勤務実績を反映した昇給や勤 勉手当の支給等をおこなっていきます。

② 手当の総点検

□ 特殊勤務手当をはじめとする各種諸手当については、再検証するとともに、真に制度の趣旨に沿ったものとなるよう、引き続き見直しを進めていきます。

③ 職員の福利厚生

□ 職員の福利厚生については、市民の理解が得られるよう、適切に見直しを図りなが ら、制度の維持に努めます。

6 第三セクター等外郭団体の見直し

第三セクター等外郭団体は、その時々の時代の要請を受けて設立されたものですが、 社会経済環境の変化によって、それらを取り巻く状況は大変厳しくなってきています。 当市においても、これらの団体との連携を強化し、更なる経営の安定化に取組んでい きます。

- □ 鹿島港湾運送(株)は、健全経営が将来的に継続するよう、引き続き自らの経営努力を求めていきます。
- □ (財)神栖市文化・スポーツ振興公社は、事業内容や運営方法の継続的な見直しを おこなっていきます。
- □ (社福)神栖市社会福祉協議会は、地域の福祉活動の拠点として、常時市の特性を 踏まえた見直しをしながら、事業運営をおこなっていきます。
- □ (社)神栖市シルバー人材センターは、高齢者の社会参加と生きがいづくりの場であることから、今後の高齢社会の進展を注視した事業運営に努めます。

7 公営企業の見直し

公営企業である水道事業については、独立採算制の原則に立ち収益向上に努めると ともに、利用者サービスの維持・向上に留意しながら、事務事業の見直し、民間委託、 定員及び管理の適正化等を通して、一層の経営健全化を推進していきます。

- □ 平成 20 年 3 月に策定した「水道事業基本計画」の実施については、常に計画修正 の必然性を念頭に置き、社会経済情勢に対応した事業となるように努めます。
- □ 引き続き、業務の民間委託を推進し効率的に事業を展開していくとともに、施設の 見直しや、未収金の対策を含めた料金収入の確保に努めます。
- □ 組織体制、定員管理、給与の適正化等については、市全体の計画の中で調整していきます。

8 行政体制の整備

地域主権の推進における権限移譲の受入れにより、市の役割の増大が予想されるため、行政体制の整備には様々な方向から検討し、市民が地域への愛着や誇りを持ち、市民主体のまちづくりが効果的に推進されるよう、実施を図ります。

① 広域行政の推進

□ 国、県や関係機関との協調、周辺自治体や一部事務組合との機能分担・相互補完による効率的な広域行政を推進していきます。

② 公共施設の整理・統廃合

□ 公共施設等については、市民の利便性等を考慮しつつ、老朽化の度合い、効率性、 費用対効果等の面から、整理・統廃合を検討し、実施していきます。

◎用語解説 (掲載ページ順)

高齢社会・・・高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)が、7%以上で「高齢化社会」、14%~21%で「高齢社会」、21%以上で「超高齢社会」といい、神栖市は、H22 現在 16.6%なので「高齢社会」に該当します。

扶助費・・・社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために支出される経費をいいます。(市の状況は、資料集を参照)

- **三位一体の改革・・・**「骨太の方針 2002」において、次の3つのことを同時に行うことにより、地方分権・ 地方の自立(自律)を財政的な面から促していこうというもので、平成14年に閣議決定されました。
- (1) 国から地方への補助負担金などを削減する(国庫補助金の廃止・縮減)
- (2) 地方交付税(国税のうち、地方に格差是正のため配分される税金)を抑制する(地方交付税の削減)
- (3) (1)・(2) により地方の収入が減少してしまうので、国税を地方税に移す「税源移譲」(税財源の地方への移譲)
- **ひも付き補助金の一括交付金化・・・**「地域主権」の確立のため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革することです。
- 直轄事業負担金…直轄事業とは、国が決定し実行する事業のことで、道路、河川・ダム、港湾などの事業に分かれます。それら国が実施する公共事業費の一定割合を、直接的な利益を享受する都道府県など地方公共団体は応分の負担を求められることになり、直轄事業負担金として、地方財政法で負担金の支払いが義務付けられています。工事費用だけでなく、国道事務所などの建て替え費用、国土交通省職員の人件費なども含まれており、負担金を徴される地方公共団体の財政事情は考慮されず一方的に通知されるため、地方公共団体には大きな負担となっているとも言われています。
- 神栖市行政改革推進本部・・・社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行財政運営の確立に向けて、行 財政の改革を全庁的に審議し、推進することを目的に、本部長に市長、副本部長に副市長、本部員は各 部長等による神栖市行政改革推進本部を設置しています。
- 神栖市行財政改革推進委員会・・・市民が主役として自治に積極的に参画できるまちづくりを推進するとともに、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政運営を行うため、市民委員による神栖市行財政 改革推進委員会を設置しています。推進委員会からは、行政改革大綱の進捗状況について毎年検証した 結果が提言書として提出され、市はその意見を参考に更に改革を見直し、推進しています。
- NPO…「Non Profit Organization」の略で、広義では、利益の再分配を行わない組織・団体一般(非営利団体)を意味します。狭義では、各種のボランティア団体や市民活動団体をいい、更に狭く「特定非営利活動法人」を NPO とする場合もあります。
- **第3セクター…**国や地方公共団体と民間が合同で出資・経営する企業のことです。

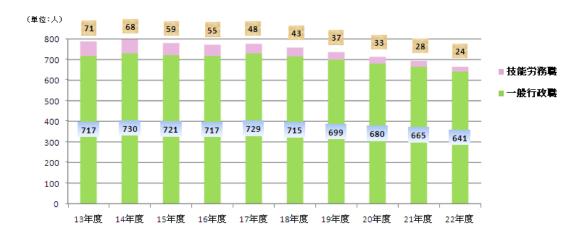
- **外部団体・・・**国や地方公共団体が、公共の業務を、その外部の機関に行わせるために設置した組織のことです。
- 公営企業・・・給水事業、電気事業、交通事業、ガス事業など、公共団体が経営する企業のことで、神栖市では、水道事業が該当します。
- 公の施設・・・地方自治法第244条第1項により、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供すための施設」と規定されており、基本的には、市民・住民の身近な日常生活に利用され提供される諸施設をいいます。そのため、自治体等の公共施設であっても、行政庁舎等行政執行に関連して整備された諸施設については、公の施設とは呼びません。また、道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができません。
- **指定管理者制度・・・**公の施設の管理について、株式会社を含めた民間事業者にもその対象を広げるとした制度で、民間のノウハウや活力を活用し、行政の効率化や市民サービスの向上を図ることが可能となりました。神栖市では平成 18 年度から制度を導入しています。
- 行政評価制度・・・事務事業の必要性・有効性を検証するためのシステムです。PDCAサイクルを機能させることで、効果・効率・問題点等を抽出し、改善をおこない、効率的・効果的な行政運営の確立を目指します。神栖市行政評価制度ではその導入目的を、(1) 事務事業の効率性の向上(2) 市民への説明責任の向上(3) 職員の意識改革と定めて、現在は事務事業評価のみを実施しています。
- PDCAサイクル・・・計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して改善(Act)に結びつけ、その結果を 次の計画(Plan)に活かすプロセスのことです。その繰り返しにより、質の維持・向上や、継続的な業務 改善が推進されるとされています。
- PFI事業・・・Private Finance Initiative の頭文字をとったもので、公共施設等の建設、維持管理、 運営等を、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用しておこなう手法のことです。
- パブリック・コメント・・・市の重要な政策などを決めていく段階で、事前に素案を公表し、広く意見を求め、 それらの意見を市政に反映する仕組みのことです。当市でも実施要項を定め、平成20年度から制度を導 入しています。
- 財務 4 表・・・地方公会計の改革の推進により、次の 4 表を整備し、地方公共団体の財政状況の透明性の向上を図り、住民等へ分かりやすい内容での公表が求められました。
 - ・バランスシート(貸借対照表):年度末時点における資産・負債とその調達財源の状況を示したもの
 - ・行政コスト計算書:1年間の行政サービスに費やされた行政資源の額(コスト)を示したもの
 - ・純資産変動計算書:資産負債の差額である純資産の1年間の変動内容を示したもの
 - ・資金収支計算書:資金収支の状況を、経常行政活動、公共投資、その他の行政活動区分別に示したも

の

神栖市の過去10年間の職員の推移

神栖市の過去10年間の職員の推移												
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
旧神栖町		437	449	438	433	437						
内訳	一般行政職	413	426	419	414	422						
L) W(技能労務職	24	23	19	19	15						
	旧波崎町		349	342	339	340						
内訳	一般行政職	304	304	302	303	307						
L1 M	技能労務職	47	45	40	36	33						
	神栖市(計)		798	780	772	777	758	736	713	693	665	
内訳	一般行政職	717	730	721	717	729	715	699	680	665	641	
計	技能労務職	71	68	59	55	48	43	37	33	28	24	

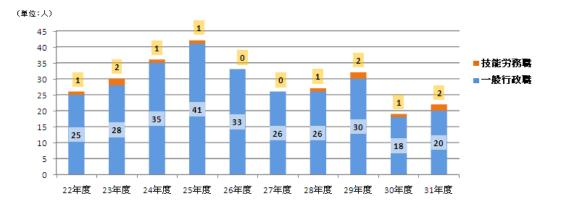
注:県等からの派遣職員は含まない。



神栖市の将来 (10ヵ年) の定年退職者見込み数 (平成22年度~31年度)

(X)

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計
神栖市		26	30	36	42	33	26	27	32	19	22	293
内訳	一般行政職	25	28	35	41	33	26	26	30	18	20	282
75 CN	技能労務職	1	2	1	1	0	0	1	2	1	2	11



資料1

市の財政状況について

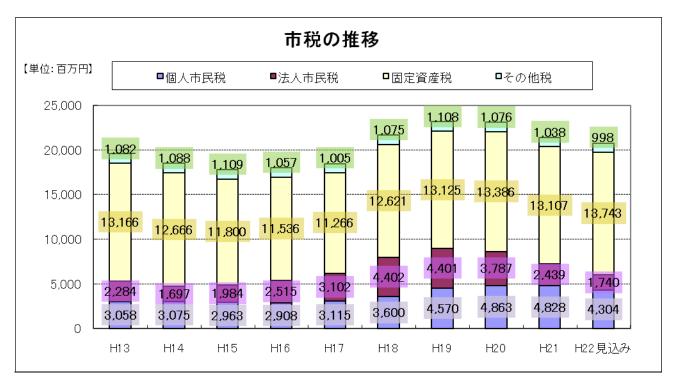
当市の財政状況は、財政力指数 1.63、将来負担比率 34% (ともに平成 21 年度) と 各指標が示すように、早期健全化基準 (将来負担比率 350%) を大幅に下回っており、 県内でも上位の位置で、健全財政を保ってきました。この豊かな財源を背景に、様々な 事業や手厚い福祉施策により、公共サービスを提供することができています。

しかし、当市としても、近年の景気低迷による市税収入等の減少や、少子高齢化社会の中での扶助費をはじめとする社会保障関係経費等の増大などにより、このままでは将来的に厳しい状況を迎えることが予想されます。

次のとおり、市の財政状況として、それらの市税や経常収支比率などの状況を示します。(H17以前は、旧神栖・波崎両町の合算額)

<市税の推移>

市の歳入の大部分を占める市税は、税源移譲がおこなわれた平成 19 年度をピークに 年々減少し、最近の景気の悪化等に伴い、特に法人市民税や個人市民税の減額が続いて います。



年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 見込み
総額	19.590	18,526	17,856	18,016	18,488	21,698	23,204	23,112	21,412	20,785
(百万円)	19,590	10,320	17,650	10,010	10,400	21,090	23,204	23,112	21,412	20,763

<社会保障関係経費の推移>

平成13年度に33億7千万円だった社会保障関係経費は年々増加し、平成18年度に約2倍の68億9千万となり、子ども手当が加わった平成22年度には92億5千万円となる見込みです。この経費については、少子高齢化社会においては、今後も確実に増えていくことが予想されます。



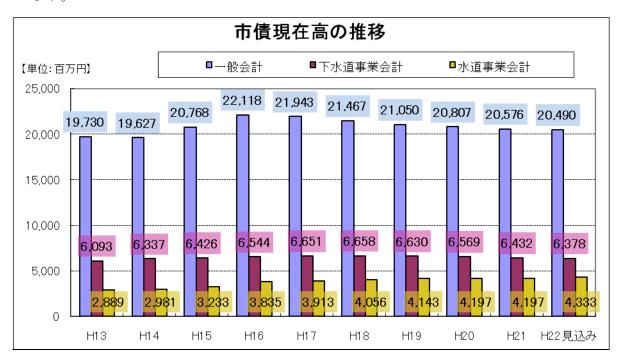
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 見込み
総額	3,368	3,623	4,069	4,492	5,383	6,887	6,994	7,067	7,323	9,253
(百万円)	3,306	3,023	4,009	4,432	5,363	0,667	0,554	7,007	7,323	9,200

※ 扶助費とは

児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために支出される経費をいいます。生活保護法や児童福祉法、または、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものとがあります。

<市債現在高の推移>

増加傾向にあった一般会計の市債残高は、平成 16 年度以降減少しています。下水道 事業会計も平成 18 年度以降は減少していますが、水道事業会計は年々微増が続いてい ます。



<実質公債費比率の推移>

神栖市の実質公債費比率は、市債現在高の減により、年々改善されています。

【実質公債費比率】	(%)							
H17 <u>10.1</u>	H18	<u>9.4</u>	H19	<u>8.5</u>	H20	<u>7.5</u>	H21	<u>6.8</u>

※ 実質公債費比率とは

1年間の収入に対する借金返済の負担割合を示すものです。

一般家庭に置き換えると、1年間の収入額を100とした場合、その年の借金(例えば住宅ローンなど)の 返済額がどれだけを占めているかを示すものと言えます。

<将来負担比率の推移>

神栖市の将来負担比率は、早期健全化基準(350%)を大幅に下回っているため、市の財政運営は、極めて健全であると言えます。

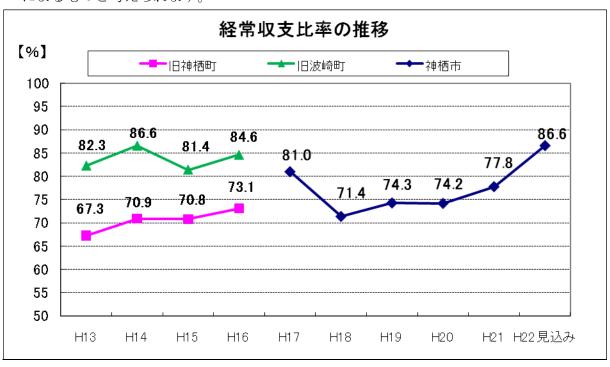
※ 将来負担比率とは

将来にわたって返済しなければならない借金が、1年間の収入に対してどれだけを占めているかの割合 を示すものです。

<経常収支比率の推移>

経常収支比率は、合併後の平成 18 年度には 71.4%を示していましたが、年々上昇し続け、平成 21 年度は 77.8%、平成 22 年度には 86.6%へと更に上がる見込みです。

その要因としては、市税等を中心とする収入が減少したことに加え、歳出面における、 市債残高の減少並びに職員数減による人件費削減分を上回る、社会保障関係経費の増大 によるものと考えられます。



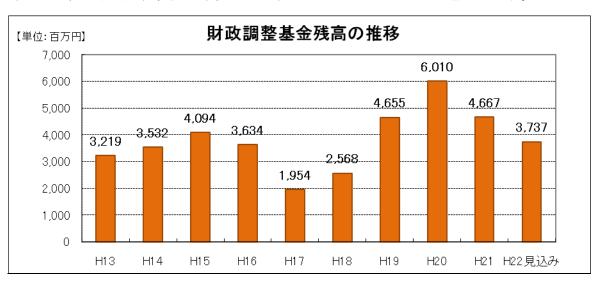
※ 経常収支比率とは

経常一般財源総額に対する、経常経費の割合で算出されます。経常経費の主なものは、人件費、扶助費、 公債費で、このほか物件費、補助費等、維持補修費、繰出金のなかの経常経費部分も含まれます。

この比率により、市の財政の健全性を判断します。この比率が高くなる程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。70~80%にあるのが望ましく、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるとされ、逆に低く過ぎる場合は、歳入に対しての十分な公共サービスの提供がされていないとも考えられることになります。

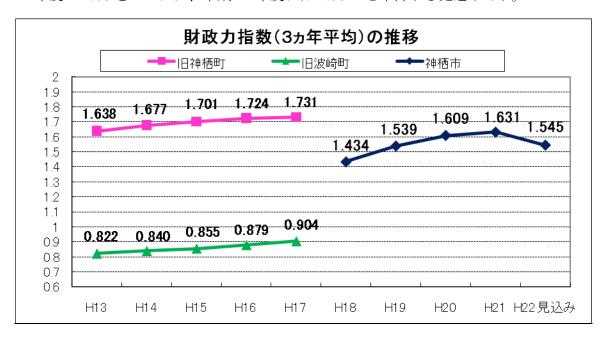
<財政調整基金残高の推移>

財政調整基金の残高は、平成 20 年度をピークに取り崩しが続き、22 年度には平成 20 年度から約 23 億円減少する見込みであり、これからの更なる行政ニーズへの対応を 考えると、当市の財政状況も今後徐々に厳しくなっていくことが予想されます。



<財政力指数(3カ年平均)の推移>

財政力指数は、合併当時から1を超えており、その後も上昇しました。しかし、平成 21年度の1.63をピークに、平成22年度には1.55へと下降する見込みです。



※ 財政力指数とは

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいいます。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1を超える団体は、普通地方交付税の交付を受けません。